

政務活動費の適正使用に関する検討会における
 再発防止策の合意事項について

平成 27 年 10 月 26 日に検討会において合意された 16 項目については、以下のとおり、条例改正等を行う予定です。

記

- ① 領収書のネット公開 【要綱 7】
- ② 請求書、納品書の提出 【要綱 5（4）②】
- ③ 調査委託契約書の提出 【要綱 4（1）①】
- ④ 広報印刷物の提出 【要綱 4（4）（5）】
- ⑤ 広報印刷物の作成枚数の報告 【要綱 様式 18 の 2】
- ⑥ アンケート調査のバックデータの会派保存
- ⑦ 第三者機関（税理士・公認会計士等）による監査 【要綱 8③】
- ⑧ 年数回の議長の出納検査 【要綱 8②】
- ⑨ 会派内での後払い方式の徹底 【要綱 5（5）①】
- ⑩ 領収書のみで支払を行わない（請求書・納品書・見積書等の確認）【要綱 5（4）④】
- ⑪ 会計責任者及び担当者への定期的な講習
- ⑫ 広報印刷物の作成にあたっては、成果物に合わせて請求書、納品書、領収書を議長に提出するが、その際、配布方法、内容の詳細を明らかにすること
 【要綱 様式18の 2】
- ⑬ 支払いについては現金払いではなく振込を原則とすること 【要綱 5（4）⑤】
- ⑭ 神戸市会政務活動費の交付に関する条例に、会派の責務等の規定を新たに設けること
 【条例 第 1 条の 2】
- ⑮ 調査委託における成果物（調査報告書）のネット公開 【要綱 7】
- ⑯ 広報印刷物のネット公開 【要綱 7】
 （広報印刷物の作成枚数については、ネット公開される領収書のただし書において明らかにすること）【要綱 様式 18 の 2】

※上記の条例、要綱は、それぞれ以下のとおり

条例：神戸市会政務活動費の交付に関する条例

要綱：神戸市会政務活動費経理要綱

○ 各項目の対象範囲

平成 27 年 4 月 1 日～	平成 27 年 10 月 26 日～	平成 28 年 4 月 1 日～
<ul style="list-style-type: none"> ・領収書のネット公開（①） ・調査委託の成果物のネット公開（⑮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委託契約書の提出等（③⑥） ・広報印刷物の提出、枚数等の報告、ネット公開（④⑤⑫⑯） ・支払の方法（⑨⑩⑬） 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書・納品書の提出（②） ・第三者機関による監査（⑦） ・出納検査、講習（⑧⑪） ・会派の責務規定（⑭） ・新幹線・特急等の領収書提出